

船橋市議会議員

(38歳)

みっはし

三橋さぶろう



議会活動報告

2017年8月31日発行

消防職員採用と色覚検査

以前より三橋さぶろうは、子どもの「眼の異常」について取り上げてまいりました。この眼の異常のうち、色覚の特性（色覚異常）を有している人は、大勢の人とは色が異なって見えたり、色の区別がつきにくいことがあります。このため場合によっては日常生活で支障もきたすことるので、周囲の方は色についての配慮が必要です。日本国内では先天的に色覚に特性（色覚異常）がある人が男性では20人に一人、約5%。女性では500人に一人、約0.2%いるといわれています。

三橋さぶろうは平成29年第1回定例会で、色覚に特性（色覚異常）を持つ子どもには、他の子どもと色の見え方が異なるので、使用する教材や指導方法、学校生活を送るうえで配慮が必要であるため、小学校入学後なるべく早く色覚検査を実施することを求め、この結果、船橋市も徐々にではありますが改善に取り組んでいます。

色覚に特性（色覚異常）を持つ人は、幾つかの職種で就業するのに制限があったり、困難なものがあります。しかし多くの場合、仕事をして行くうえで問題はありませぬ（カラーユニバーサルデザイン等の配慮は必要）。（うら面へ）

三橋さぶろう プロフィール

- 1978年 長野県木島平生まれ(38歳)
- 2002年 中央大学商学部卒業
株式会社カネポウ
江東区健康スポーツ公社
- 2008年 衆議院議員 野田佳彦秘書
- 2011年 衆議院議員 若井康彦公設秘書
- 2015年 船橋市議会議員選挙 当選
・健康福祉委員会 ・民進党会派
- 特 技: クロスカントリースキー
1998年長野オリンピックボランティアスタッフ
2002年ソルトレイクシティ・パラリンピック日本代表コーチ
- 家族:妻、息子(4歳)

(前面から)

このため厚生労働省は「色覚検査で異常とされても大半は支障なく業務が行える」ことから2001年に労働安全衛生規則の一部を改正し、雇入れ時の健康診断での色覚検査を廃止しました。同時に厚生労働省は雇入れ時の健康診断での色覚検査を廃止し、就職の際に根拠のない制限を行わないよう通達を出しています(平成13年7月16日)。

こうした中、大変残念なことに8月25日(金)の千葉日報に、船橋市の消防職員採用試験で色覚検査をおこなわれており、その結果次第では採用の可否に影響するとの記事が掲載されました。この記事によると船橋市は色覚検査を実施している理由として「信号機の識別など、消防業務における車両運用等に支障をきたす可能性があるため」としています。つまり、おもに自動車の運転で問題があるということですが、現実には色覚に特性(色覚異常)があっても、自動車運転免許取得は可能であり、実際に道路標識や信号機を正しく認識できます。千葉日報の記事を読む限り、色覚検査を行う正当な理由があるとは思えません。

消防職員採用試験で色覚検査を行うことの合理性が本当にあるのか?を、平成29年第3回船橋市議会定例会(8月31日から10月5日)の一般質問(9月12日)で追及していくと同時に、本年度の船橋市消防局の採用試験が9月17日に行われますので、早急な対応を求めてまいります。

三橋さぶろう市議会報告

日時：平成29年9月23日(土) 10:00~12:00

場所：三橋さぶろう事務所 (駐車場はありません)

船橋市習志野台4-10-12 (新京成線習志野駅から徒歩4分)

1時間ほど議会活動報告。その後、質問や要望をお聞きし、意見交換させていただきます。

ご意見やご要望をお寄せください。

〒274-0063 船橋市習志野台4-10-12 (新京成線習志野駅から徒歩4分)

電話：047-402-2810 FAX：050-3488-3190

E-mail：funabashi@mituhashisaburo.jp

HP：<http://mituhashisaburo.jp>

三橋さぶろう まで

事務所にお越しの場合は、あらかじめご連絡いただくと助かります。